

株式会社健康会介護福祉士実務者研修センターあけぼの(通信課程)学則

(事業者の名称・所在地)

第 1 条 本養成施設は、次の事業者が実施する。
株式会社 健康会
北海道札幌市東区北20条東15丁目4番22号

(目的)

第 2 条 社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護福祉に関する専門的知識及び技術を修得させ、高齢化社会における医療・福祉の担い手として活躍し得る人材を輩出し、地域社会に貢献することを目的とする。

(実施課程及び形式)

第 3 条 前条の目的を達成するために、実務者研修養成施設事業（通信形式）を実施する。
1. 研修は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。
2. 受講期間は原則として開講日から修了日までを6ヶ月間とする。
尚、介護職員基礎研修修了者または、ホームヘルパー1級修了者で介護分野が免除になっているものは、3ヶ月間に短縮することも可能とする。
3. 通信養成を行う地区は全国する。

(研修事業の名称・所在地)

第 4 条 研修事業の名称は次のとおりとする。
株式会社健康会 介護福祉士実務者研修センターあけぼの（通信課程）
旭川市曙1条7丁目2番24号

(研修会場)

第 5 条 本研修を行うために使用する講義及び演習会場は、以下のとおりとする。
株式会社健康会 研修室 グループホームひじり野 地域交流ホール
株式会社健康会 ケアサポートセンターあけぼの
株式会社健康会 デイサービスセンター東野幌
株式会社健康会 デイサービスセンター押上
株式会社健康会 デイサービスセンター町田根岸
株式会社健康会訪問看護ステーションしらかば東営業所
株式会社健康会苫小牧支社会議室
株式会社健康会札幌本社会議室

(休業日)

第6条 各教室の時間割に記載の通りとする。

尚、年末年始（12/30～1/3）は休業とする。

但し、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休校日に授業を行うことがある。

(受講対象者)

第7条 受講の対象は下記の条件を満たす者とする

(1) 介護福祉士の資格取得を目指している者

(2) 男女を問わず、心身ともに健全である者

(入学時期及び開講期間)

第8条 入学時期は毎月とし、受講期間は原則として開講日から修了日までを6か月とする。

尚、介護職員基礎研修修了者または、ホームヘルパー1級修了者で介護分野が免除になっているものは、3ヶ月に短縮することも可能とする。

(定員)

第9条 受講定員は1学級あたり20名とする。

(受講料)

第10条 受講費用は次のとおりとする。

受講予定者の有する資格	受講料
無資格・訪問介護員研修（ホームヘルパー）3級資格	205,000 円
訪問介護員研修（ホームヘルパー）2級資格	160,000 円
介護職員初任者研修	160,000 円
訪問介護員研修（ホームヘルパー）1級資格	118,000 円
介護職員基礎研修修了	58,000 円

*上記金額には、教材費を含む事とする。

(受講申込手続き)

第11条 受講申込の手続きは次のとおりとする。

(1) 当社指定の申込用紙に必要事項を記載し、課題作文、資格証明書（有資格者の料金設定で受講希望者）、その他の必要書類を添付して期日までに提出する。

(2) 書類選考により受講予定者を決定後、受講決定通知にて本人に通知する。

(3) 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。

(4) 当社は受講料の納入を確認した後、教材一式を発送する。

(受講申込締切)

第12条 申込締切日は開講日の2週間前とする。ただし、申込締切日以降でも、受講申込者が募集定員に達していない場合は、当社の判断により申込を受付けることができることとする。

(受講の決定)

第13条 受講予定者が受講決定通知を受け取った後、受講料の納入または分割納入の確認をもって受講の決定とする。

(受講の手続き)

第14条 受講料は受講決定通知が届いてから原則10日以内に納入しなければならない。10日以内に納入が確認できない場合は、当社は受講辞退として取り扱うことができる。

(受講料の返還)

第15条 納入された受講料は原則として返還しない。ただし、受講申込締切日前に受講辞退の申し出があった場合は当社規定に従い返還することとする。その際の振込手数料は受講予定者負担とする。

辞退を申し出た日	返還額	教材の返還
受講申し込み締め切り日まで	全額返還	あり
受講申し込み締め切り日翌日 ～開講2日前まで	受講料の 半額返還	なし
開講前日以降	なし	なし

(受講生の本人確認)

第16条 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。

- (1) 受講申込書には受講生本人の顔写真を貼付する。
- (2) 受講生はスクーリング初日に公的な身分証明書（運転免許証等）を持参し、確認をする。
- (3) 通学日毎に、受講生は出席簿に押印する。

(研修カリキュラム)

第17条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙のとおりとする。尚、科目の免除は別紙の科目免除一覧表のとおりとする。

2 医療的ケアの实地研修

实地研修については、修了しなくとも実務者研修修了認定が可能な事から、本人の希

望により選択できる。

(教職員組織)

第18条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 専任教員 1名
- (3) 講師（介護過程Ⅲ） 若干名
- (4) 講師（医療的ケア） 若干名
- (5) 講師（課題添削） 若干名
- (6) 事務職員 1名

(使用教材)

第19条 使用する教材は下記のとおりとする。

- 介護職員等実務者研修テキスト（中央法規出版）
- 介護職員等によるたんの吸引等研修テキスト（中央法規出版）

(通信学習の実施方法)

第20条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

- (1) 学習方法
受講生はテキストに沿って自己学習し、当社の定める期日までに各科目毎にレポートを提出する。
- (2) 評価方法
各レポート評価は100点を満点とし、60点以上を合格とする。60点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出する。
- (3) 個別学習への対応
個別学習での質問に関しては、別紙の質問用紙にて受付し、担当講師が回答する。

(面接授業の実施方法)

第21条 面接授業は次の方法で実施する。

- (1) 面接授業は指定された日に当社研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。
- (2) 面接授業に出席するためには、当社の定める期日までに通信学習を終了していることを条件とする。
- (3) 面接授業を安全に行うにあたり、妊娠中の者、感染症に感染している者、又はその疑いがある者は受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。

2 評価方法

面接授業の3分の2以上に出席した者に対し、指導教員・事務職員の報告に基づき、その成績を評価する。

(在籍期限)

第22条 在籍期限は2年を超えることはできない。

(休学及び復学)

- 第23条 1 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学届にその他事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて、校長の承認を受けなければならない。
- 2 休学の期間は最長1年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。
- 3 第1項の規定により休学中の者が復学しようとする時は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを校長が確認した時に復学することができる。

(賞罰)

第24条 受講中に問題行為のあった者は罰することがある。

(懲戒処分)

- 第25条 次の事由に該当する場合は退学とすることができる。
- (1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した者
 - (2) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者
 - (3) 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にもかかわらずこれに従わない者
 - (4) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者
 - (5) 在籍期限を超過した者
 - (6) その他当講座の受講生として著しく不適切な言動が認められる者
- 2 前項の事由によって、校長が退学処分を決定したものは、その決定に従うものとする。なお、受講料の未納金は退学の日までに全額を納入しなければならない。

(欠席者の取り扱い)

- 第26条 遅刻・早退に関しては理由の如何にかかわらず欠席扱いとする。
- 2 面接授業の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、次回以降の講座にて該当科目の補講を受けることができる。ただし、第22条に定める在籍期限を超過しないこととする。当社はあらかじめ補講候補日程を文書にて通知し、受講生はその通知に従って補講を受講しなければならない。

(補講について)

第27 条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、次期コースにて補講（振替受講）を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。この場合、補講にかかる受講料は徴収しない。

(修了認定方法)

第28 条 研修修了の認定方法については次のとおりとする。

指定されたカリキュラムを全て履修し、受講料等未納がない者に対し、科目ごとに

- ① 事前通信学習
- ② 演習中レポート及び実技の習得状況・理解
- ③ 受講態度を総合的に評価し、判断する。

評価基準はA：85～100点 B：70～84点、C：60～69点、D：59点未満の4段階で評価し、C以上の評価の受講者が修了者として認められる。

(修了証明書等の交付)

第29 条 修了を認定された者（第25条による）は、当社において修了証明書を交付する。

- 2 医療的ケア実地研修修了者には、「実地研修修了証明書」を交付する。

(修了証明書の再交付)

第30 条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし再交付手数料として1,000円を申し受けるものとし、受け取りは原則本人が当社に来社するものとする。

(個人情報の保護)

第31 条 当社が知り得た受講予定者および受講生に係る個人情報は当社の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

- 2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(その他研修に係る留意事項)

第32 条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

(施行細則)

第33 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則)

第34条 この学則は、平成29年7月1日より施行する。